

宮城

医療機関事業主様ならびに労務管理責任者の皆様へ

医療労務管理支援センターだより

勤務環境の改善を支援します！

宮城県社会保険労務士会は厚生労働省からの委託を受け、「医療労務管理支援センター」を設置しております。人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が「医療労務管理アドバイザー」として、個別相談、希望される医療機関への個別訪問を実施しております。

宮城医療労務管理支援センター

仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4F 宮城県社会保険労務士会内

平日 午前9:00から午後5:00まで

*土日祝 12/29~1/3 を除きます

TEL/FAX : 022-211-9003 (予約・電話相談)

email : ryouroumu@sharo-miyagi.com

複数の医療機関に勤務されている医師はいらっしゃいませんか？

▲医師の働き方改革における副業・兼業とは、自院で勤務する医師が、他院等でいわゆる「派遣医」として業務に従事することです。「派遣医」を受け入れる医療機関は、当該医師と直接雇用契約を締結する必要があります。

▲派遣医の労働時間は、「自院の労働時間」と医師からの自己申告等により把握した「副業・兼業先での労働時間」を通算する必要があります。

▲以下に、副業・兼業を行う医師を雇用する病院等の留意事項を表にしました。

自院の状況をチェックしてみたいはいかがでしょうか？疑問があれば当センターにご相談ください。

留意事項	副業・兼業を行う医師を雇用する病院等の労働時間管理について	チェック
労働時間の把握	副業・兼業先の勤務予定・実績の把握のため、該当医師からの自己申告の仕組み等を整備しているか（労働時間把握ルールや報告様式等の整備をしているか）。	<input type="checkbox"/>
労働契約締結	副業・兼業先で該当医師が雇用契約を締結していることを確認しているか。	<input type="checkbox"/>
労働基準監督署の宿日直許可	副業・兼業先の宿日直許可を確認しているか（許可のある宿日直は労働時間としてカウントしなくても良いので、許可のある宿日直と許可の無い宿日直を区別して労働時間を管理する）。	<input type="checkbox"/>
36協定の締結	自院と副業・兼業先の労働時間を考慮した36協定および特別条項の締結が必要であることを認識し、必要な準備をしているか。	<input type="checkbox"/>
勤務間インターバルと代償休息 ※令和6年4月1日以降はB・C水準は義務、A水準は努力義務	原則として、①通常の勤務に従事する場合は、始業から24時間以内に9時間の連続したインターバルを確保しているか（許可のある宿日直で9時間以上の休息がある場合はインターバルを取得したものとされる）②宿日直許可のない宿日直の場合は始業から46時間以内に18時間の連続したインターバルが必要になること。やむを得ない理由で労働した場合は、代償休息を付与しているか。	<input type="checkbox"/>
長時間労働 医師への面接指導	自院と副業・兼業先を通算し時間外・休日労働が80時間を超える医師の面接指導を実施しその結果の記録を作成し、5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>

宿日直許可申請のヒント

2024年4月からの医師の時間外・休日労働の上限規制適用により、これまで以上に労働時間の把握が重要となってきます。

宿日直許可を
取得すると

- ①労働時間から除外される→勤務シフトが組みやすくなる
- ②労働時間の通算→複数の病院等で勤務する医師の労働時間の増加を抑えることができる

宿日直許可申請の際、宿直・日直の勤務内容を適切に把握することにより、宿日直時間の全ての許可が難しい場合には、以下の例のように許可申請する時間帯を絞り込む等の工夫により、許可につながる場合があります。

- ・治療等の業務が発生しやすい時間帯を除外するなど、時間帯を絞り込んで許可申請する。
- ・輪番日等、特定の日を除外して許可申請する。
- ・診療科、業務の種類（例：病棟宿直業務のみ）を特定して許可申請する。 etc.

※厚生労働省「医療機関の宿日直許可申請に関するFAQ」参照

まだ間に合います。当センターへの相談も含めてご検討ください。

「心の健康づくり計画」～職場のメンタルヘルスケアに取り組みましょう～

近年、5月病に加え、6月病という言葉が耳にする機会が増えました。4月の入社や人事異動など環境が変わり、2か月過ぎた6月から心身の不調を訴える例が少なくありません。職場のメンタルヘルスケアは年々、重要度が増しており、厚生労働省は計画的かつ継続的に行うために「心の健康づくり計画」の策定を推奨しています。心の健康づくり計画に盛り込む内容は、次の項目です。慢性的な不調にならないよう、できることから職場内のメンタルヘルスケアに取り組みましょう。

- ①事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関する事
- ②事業場における心の健康づくりの体制の整備に関する事
- ③事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関する事
- ④メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関する事
- ⑤労働者の健康情報の保護に関する事
- ⑥心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事
- ⑦その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関する事

「医師の時間外労働の上限規制に関する説明会」を開催します

令和6年4月1日からの医師の時間外労働上限規制（36協定の新様式や宿日直許可等を含む）に関する説明会を、令和5年10月～11月に県内4会場で開催します。詳細が決定次第、改めてご案内します。